

[事案 2024-246] 既払込保険料返還請求

・令和7年6月24日 裁定打ち切り

<事案の概要>

募集人の不適切な募集を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成22年12月に契約した医療終身保険（契約①）および平成28年1月に契約した医療終身保険（契約②）について、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は、契約①②にもとづき、月額3万円弱の保険料を支払っているほか、平成27年に契約した一時払終身保険（申立外契約）の保険料として約200万円を支払った。
- (2) 自分の年金は約17万円である一方、家賃も管理費込みで約17万円ほどであって、自分は、毎月3万円弱の保険料を支払うために借金をするような状況であった。募集人は、自分の同居人の子であり、自分の家計の収支、金融資産の状況、私生活の状況等を熟知していたにもかかわらず、契約①②の募集を行った。

<保険会社の主な主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人と複数回面談し、設計書等を使って提案内容を十分に説明した。本契約は、申立人が保険を見直したいと述べていたことがきっかけとなっており、募集人から保険加入を無理強いしたり、過大な保険料負担となるような商品を勧めたりはしていない。
- (2) 募集人は、契約①②の保険料を合計すると3万円弱になるため、申立人に対して保険料負担は大丈夫かと念を押して確認したが、申立人からは「大丈夫」との回答があった。申込手続の際も、意向確認書において、保険料負担について確認してもらっている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の事情等を確認するため、申立人および申立人子に対して事情聴取を行った。なお、事情聴取は、申立人の希望により途中で中止した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件の事情聴取中、申立人子から、申立人が事情聴取において陳述している内容は、時系列も内容も事実とは異なる、また、申立人は全くでたらめを述べているので、事情聴取を続けても無意味なように思われる、更に、裁定審査会の質問内容は公平さに欠けるように思われるし、仮に、裁定審査会が申立人の陳述内容を基に事実認定をするのであれば、事実と異なる認定が行われてしまうので、途中ではあるが事情聴取は直ちに終了してほしいと意見が述べられた。
- (2) そこで、申立人に対して事情聴取を続行するかについて意向を尋ねたところ、申立人も、申立人子と同様に事情聴取を終了することを希望したため、申立人の事情聴取を中止することにした。この時、申立人子から資料等を追加で提出する意向が示されたため提出を依頼したが、その後提出はされなかった。
- (3) 上記の次第で、裁定審査会は、申立人の事情聴取において、申立人の求める結論（請求の

内容) や結論を基礎づける理由について、具体的な説明を受けることができず、申立人の主張を判断するためには、少なくとも、申立人が、契約当時どのような生活をしていたのか、保険料を支払うだけの資力があつたか否かなどの各種事情を確認した上で、客観的な資料により事実関係を認定する必要があるが、申立人の事情聴取は、申立人らの希望により途中で中止となり、また、客観的な資料の提出もされず、それらの事情を確認することができなかつた。